

令和 5 年度

監査結果報告書

摂津市監査委員

撰 監 査 第 8 号
令和6年5月13日

撰 津 市 長

森 山 一 正 様

撰津市議会議長

水 谷 毅 様

撰津市教育委員会教育長

若 狭 孝太郎 様

撰津市選挙管理委員会委員長

勝 吉 彦 様

撰津市公平委員会委員長

藤 本 惠 子 様

撰津市固定資産評価審査委員会委員長

玉 井 敬 浩 様

撰津市監査委員 石 川 晴 久

同 野 口 博

令和5年度監査結果について（報告）

地方自治法第199条第2項、第4項及び第7項の規定に基づき実施した
令和5年度監査について、同条第9項の規定により結果を報告する。

目 次

I 定期監査

1 監査の期間	1
2 監査の対象	1
3 監査の着眼点	1
4 監査の実施内容	1
5 監査の結果	1
市長公室	3
総務部	3
生活環境部	4
保健福祉部	4
建設部	5
会計室	6
上下水道部	6
教育総務部	6
次世代育成部	7
総合行政委員会事務局	7
消防本部	7

II 行政監査

1 監査の期間	9
2 監査の対象	9
3 監査の方針	9
4 監査の結果	9

Ⅲ 財政援助団体等の監査

1 監査の期間	12
2 監査の対象	12
3 監査の着眼点	13
4 監査の実施内容	14
5 監査の結果	14

I 定期監査

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施した。なお、監査は、摂津市監査基準に準拠して行った。

1 監査の期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日まで

2 監査の対象

あらかじめ抽出した対象部局の令和 5 年 4 月から監査実施直前月までの「令和 5 年度の財務に関する事務」

3 監査の着眼点

財務に関する事務が法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかなどに着眼点を置き、実施した。

4 監査の実施内容

監査に当たっては、提出を求めた資料及び諸帳簿を審査し、職員からその執行状況について説明を受ける方式により、実施した。

また、小学校、中学校、コミュニティプラザなどの公共施設については、現地に赴き施設の維持管理及び事務の執行状況について監査を実施した。

5 監査の結果

本年度の定期監査結果は、一部で改善を要望した点もあったが、各対象部局とも財務に関する事務の執行については、法令等に準拠し、適正かつ効率的な執行に努めており、総括的に判断すると、適正に処理されているものと認められた。

また、財務に関する事務とともに実施した施設監査は、一部で留意すべき点もあったが、全般的には適切な維持管理に努めているものと認められた。

しかし、次のような是正を要する事項が見受けられたので指摘し、速やかに措置を講じ、今後の事務の執行に万全を期すよう指導した。

- ・行政財産使用許可事務において、一部で使用料の誤りが見受けられた。
- ・介護保険料減免事務において、一部で減免額の誤りが見受けられた。
- ・特殊勤務手当支給事務において、一部で支給額の誤りが見受けられた。

なお、あらかじめ抽出した監査対象部局と監査対象部局別結果は次のとおりである。

監査対象部局

		監査対象期間
市長公室	政策推進課、人権女性政策課	令和5年4月から 令和5年10月まで
総務部	防災危機管理課、資産活用課、財政課、 市民税課 [第9集会所、第40集会所]	令和5年12月まで
生活環境部	自治振興課、市民課、環境政策課 [コミュニティプラザ、正雀市民ルーム、メモリアルホール]	令和5年8月まで
保健福祉部	保健福祉課、生活支援課、高齢介護課 [保健センター]	令和5年11月まで
建設部	都市計画課、水みどり課、建築課	令和5年10月まで
会計室	会計室	令和5年9月まで
上下水道部	経営企画課 料金課	令和5年8月まで 令和5年9月まで
教育総務部	学校教育課、教育支援課 [教育センター] [味生小学校、鳥飼北小学校、第二中学校]	令和5年9月まで 令和5年10月まで
次世代育成部	子育て支援課、家庭児童相談課 [第1児童センター]	令和5年11月まで
総合行政委員会 事務局	選挙管理委員会事務局、監査委員事務局 公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会 事務局	令和5年8月まで
消防本部	消防総務課、予防課、警備企画課 [味生出張所、鳥飼出張所]	令和5年9月まで

※[]内は施設監査対象の施設

監査対象部局別結果

市長公室

政策推進課

指定寄附金収納事務、備品管理・記録事務について、適正に処理されていた。
しかし、使用料支払事務において、一部で改善を要望した。

人権女性政策課

委託契約事務、補助金交付事務、委託契約事務、備品及び図書購入・管理・記録事務について、適正に処理されていた。

しかし、パープル・オレンジリボン運動啓発バッジ売却収入収納事務において、一部で改善を要望した。

総務部

防災危機管理課

特殊勤務手当支給事務、家屋被害復旧資金貸付金償還金収納事務、賃貸借契約事務、委託契約事務、工事請負契約事務、補助金交付事務、備品管理・記録事務について、適正に処理されていた。

しかし、維持補修事務において、一部で改善を要望した。

資産活用課

市営住宅使用料収納事務、土地貸付収入収納事務、雑収入収納事務、前渡資金事務、委託契約事務、維持補修事務、補助金交付事務、備品購入・管理・記録事務について、適正に処理されていた。

しかし、車両管理事務において、一部で改めるよう注意した。

また、次の事務において、是正を要する事項が見受けられたので指摘し、適正に処理するよう指導した。

◎ 行政財産使用許可事務において、使用料の算定誤りによる不足額があった。

[第9集会所]

一部に不具合が見られた。

[第40集会所]

おおむね良好に管理されていた。

財政課

契約事務執行事務、委託契約事務、備品管理・記録事務について、適正に処理されていた。

市民税課

個人市民税、軽自動車税の減免事務、諸証明手数料等の収納事務、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除に係る住民税額更正及び還付通知事務、委託契約事務、備品購入・管理・記録事務について、適正に処理されていた。

生活環境部

自治振興課

コミュニティプラザ等指定管理施設使用料徴収収納業務確認事務、過年度還付金支払事務、委託契約事務、工事請負契約事務、維持補修事務、補助金等交付事務、備品管理・記録事務、車両管理事務について、適正に処理されていた。

しかし、行政財産使用許可事務において、一部で改めるよう注意した。

[コミュニティプラザ]

一部に不具合が見られた。

[正雀市民ルーム]

一部に不具合が見られた。

市民課

斎場等指定管理施設使用料徴収収納業務確認事務、戸籍、住民票他手数料収納事務、委託契約事務、維持補修事務、備品管理・記録事務について、適正に処理されていた。

しかし、車両管理事務において、一部で改善を要望した。

また、墓地使用料等収納事務において、一部で改めるよう注意した。

[メモリアルホール]

一部に不具合が見られた。

環境政策課

特殊勤務手当支給事務、飼犬登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料収納事務、し尿処理・浄化槽汚泥処分手数料収納事務、寄附金収納事務、委託契約事務、補助金交付事務、備品購入・管理・記録事務、車両管理事務について、適正に処理されていた。

保健福祉部

保健福祉課

各種検診自己負担金収納事務、予防接種自己負担金収納事務、社会福祉協議会光熱水費負担金収納事務、委託契約事務、維持補修事務、補助金交付事務、備品購入・

管理・記録事務、車両管理事務について、適正に処理されていた。

[保健センター]

一部に不具合が見られた。

生活支援課

特殊勤務手当支給事務、生活保護法による返還金及び徴収金収納事務、前渡資金事務、支援金支給事務について、適正に処理されていた。

しかし、委託契約事務、備品購入・管理・記録事務において、一部で改善を要望した。

また、報酬支払事務において、一部で改めるよう注意した。

高齢介護課

特殊勤務手当支給事務、介護保険料収納事務（滞納分）、老人保護施設入所負担金収納事務、高齢者日常生活支援利用料収納事務、居宅介護（介護予防）住宅改修費給付事務、工事請負契約事務、補助金交付事務、備品管理・記録事務について、適正に処理されていた。

しかし、委託契約事務において、一部で改善を要望した。

また、次の事務において、是正を要する事項が見受けられたので指摘し、適正に処理するよう指導した。

◎ 介護保険料減免事務において、減免額が少なく算定されていた。

建設部

都市計画課

諸証明手数料収納事務、移転補償事務、委託契約事務、工事請負契約事務、備品購入・管理・記録事務、車両管理事務について、適正に処理されていた。

水みどり課

特殊勤務手当支給事務、公園占用料収納事務、法定外水路占用料収納事務、委託契約事務、工事請負契約事務、補助金交付事務、備品購入・管理・記録事務について、適正に処理されていた。

しかし、車両管理事務において、一部で改善を要望した。

また、維持補修事務において、一部で改めるよう注意した。

建築課

手数料収納事務、委託契約事務、備品購入・管理・記録事務、車両管理事務について、適正に処理されていた。

しかし、補助金交付事務において、一部で改めるよう注意した。

会 計 室

会 計 室

公金取扱手数料支払事務、回線等利用料支払事務、備品管理・記録事務、物品保管・配布事務について、適正に処理されていた。

上 下 水 道 部

経営企画課

行政財産使用許可事務、固定資産購入事務について、適正に処理されていた。
しかし、委託契約事務において、**一部で改善を要望した。**

料 金 課

証明手数料収納事務、再開栓手数料収納事務、水道料金等過年度還付事務、委託契約事務、車両管理事務について、適正に処理されていた。
しかし、水道料金減免事務において、**一部で改めるよう注意した。**

教 育 総 務 部

学校教育課

委託契約事務、備品購入・管理・記録事務、車両管理事務について、適正に処理されていた。
しかし、前渡資金事務、補助金交付事務において、**一部で改めるよう注意した。**

教育支援課

行政財産使用許可事務、車両管理事務について、適正に処理されていた。
しかし、委託契約事務、備品購入・管理・記録事務において、**一部で改善を要望した。**

[教育センター]

一部に不具合が見られた。

教育政策課 ※学校施設監査

[味生小学校]

一部に不具合が見られた。

[鳥飼北小学校]

一部に不具合が見られた。

[第二中学校]

一部に不具合が見られた。

次世代育成部

子育て支援課

委託契約事務、工事請負契約事務、維持補修事務、車両管理事務について、適正に処理されていた。

しかし、返還金収納事務、補助金交付事務において、**一部で改善を要望した**。

また、学童保育室保育料収納事務、奨学資金貸付金償還事務、備品購入・管理・記録事務において、**一部で改めるよう注意した**。

[第1児童センター]

おおむね良好に管理されていた。

家庭児童相談課

委託契約事務、備品購入・管理・記録事務について、適正に処理されていた。

しかし、次の事務において、是正を要する事項が見受けられたので指摘し、**適正に処理するよう指導した**。

- ◎ 特殊勤務手当等支給事務において、支給対象職員にかかる出退勤の確認漏れによる過払いがあった。

総合行政委員会事務局

選挙管理委員会事務局

監査委員事務局

公平委員会事務局

固定資産評価審査委員会事務局

報酬支払事務、前渡資金事務、委託契約事務、備品管理・記録事務について、適正に処理されていた。

消防本部

消防総務課

前渡資金事務、委託契約事務、維持補修事務、備品購入・管理・記録事務、車両管理事務について、適正に処理されていた。

[味生出張所]

一部に不具合が見られた。

[鳥飼出張所]

一部に不具合が見られた。

予防課

手数料収納事務、備品購入・管理・記録事務、車両管理事務について、適正に処理されていた。

警備企画課

前渡資金事務、委託契約事務、維持補修事務、負担金交付事務、備品購入・管理・記録事務、車両管理事務について、適正に処理されていた。

Ⅱ 行政監査

1 監査の期間

令和4年10月1日から令和6年2月29日まで

2 監査の対象

令和4年度から令和5年度にかけて、全部局を対象に、定期監査対象年度の対象期間内に支出負担行為を行った報償費のうち、記念品等を除いた講演会・職員研修等に係る講師謝礼等を対象とした。

監査に当たっては、行政監査調査票及び関係資料等の提出を求め、必要に応じて関係職員に対しての聴取を行った。

3 監査の方針

報償費の支払について、その事務執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか等の検証を行い、より一層の適正な事務の執行や更なる行政運営の合理化に努めることを本監査の方針とした。

また、次の3点を監査の着眼点とした。

- ①支出金額の根拠となる基準（要項等）を定めているか。その支出金額は適切か。
- ②基準がないものの支出決定は、どのような手続きを経て行われているか。
- ③支出科目は、報償費が適切か。

4 監査の結果

回答のあった調査票のうち、監査対象となった報償費は13課32事業であり、その集計結果は以下のとおりとなった。なお、調査票において複数に該当があると回答があった場合は、それぞれで集計しているため、各調査項目の合計値は一致していない。

(1) 講師等への依頼内容の種別について

依頼内容	件数
1. 市民向けの講演会・教室	7
2. 職員向けの講演会・研修	9
3. 調査・翻訳・通訳・編集	1
4. 相談・助言・意見聴取	9
5. 活動補助・活動支援・事業協力	5
6. 事務補助	1
合計	32

職員向けの講演会・研修の講師と相談・助言・意見聴取がそれぞれ9件と最も多くなっている。また、職員向けと市民向けを合わせた講演会講師は16件、相談・助言・意見聴取と活動補助・活動支援・事業協力を合わせた相談・支援業務は14件であり、依頼内容の内訳を二分していることが分かる。

(2) 講師等の選定方法について

選定方法	件数
1. 公募	2
2. 自課での独自選定	18
3. 他課からの紹介	1
4. 外部からの紹介	9
5. 依頼実績がある	11
合計	41

自課での独自選定が18件で一番多く、次いで依頼実績があるが11件となっている。これらから部署内での知識・経験や既存のネットワークを重視して選定していることが分かる。

(3) 講師等の種別、所属等について

職種、所属等	件数
1. 職業講師	5
2. 教育研究者（大学教授等）	10
3. 専門資格者（医師・弁護士等）	11
4. 民間企業の役員・社員	7
5. NPO法人・ボランティア団体の役員等	8
6. 国等の職員	2
7. 特別技能者・特別経験者	3
8. 地域住民	8
9. 学生	4
0. その他（職種等不問を含む）	5
合計	63

(1)において分類した講演会講師においては職業講師や教育研究者が、相談・支援業務においては専門資格者が主に職務に当たっていることが分かった。

(4) 報償費の支払基準の有無について

依頼内容	基準	
	有	無
1. 市民向けの講演会・教室	3	4
2. 職員向けの講演会・研修	2	7
3. 調査・翻訳・通訳・編集	1	0
4. 相談・助言・意見聴取	5	4
5. 活動補助・活動支援・事業協力	5	0
6. 事務補助	1	0
合計	17	15

(1)との相関関係を調べると、講演会講師においては基準なしが多く、相談・支援業務においては、基準有りが多かった。

(5) 支払基準「無」の場合の参考基準について

参考基準	件数
1. 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	2
2. 最低賃金法	0
3. 国等の基準や通知	0
4. 民間企業・講師等が作成した基準等	0
5. 講師等との協議	9
6. その他（マッセ OSAKA 謝礼基準、他事業の基準を準用など）	5
合計	16

講師等との協議が9件と最も多くなっている。その他としては、マッセ OSAKA の謝礼基準を参考として決定している事例があった。

(総括)

報償費の用途は大きく2種類に分かれることが分かった。1つは一般的に報償費による支払いが行われる講演会等の講師謝礼であり、もう1つは相談・支援業務に対する報償金の支払いである。

全体を通して、単価や算出根拠が基準で定められて金額を決定している支出に関しては、適切に支出されていたが、基準がないものは、講師と個別に協議を行い報償金の額が定められているなど、その客観性や妥当性において疑問が残る結果となった。

基準が存在しない場合、各支出について適正であるかの判断が難しく、結果として説明責任が果たせなくなってしまう。そのため、客観性や妥当性を持たせ、さまざまな解釈や異なった判断が生じないよう講師謝礼等について、何らかの統一的な基準を設け、それを指標として備えるよう図られたい。

Ⅲ 財政援助団体等の監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施した。
なお、監査は、摂津市監査基準に準拠して行った。

1 監査の期間

令和6年1月1日から令和6年2月29日まで

2 監査の対象

次の団体の令和5年4月から令和5年12月までの補助金に係る出納その他
関連する事務、及び公の施設の指定管理に係る事務、併せて団体に対する補助
金等を担当する課（所管課）における指導監督等の事務

名 称 社会福祉法人 摂津宥和会

所在地 摂津市桜町二丁目1番7号

団体の
目 的 摂津市と協力して同市の社会福祉事業の推進を図り、多様な福
祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供される
よう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつ
つ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会
において営むことができるよう支援すること。

団体の
事 業 第一種社会福祉事業
・ 障害者支援施設「摂津市立みきの路」の受託経営
第二種社会福祉事業
・ 障害福祉サービス事業の経営
・ 障害児通所支援事業の経営
・ 身体障害者福祉センターの経営
・ 老人福祉センターの経営
・ 児童厚生施設の経営
・ 一般相談支援事業の経営
・ 特定相談支援事業の経営
・ 障害児相談支援事業の経営
・ 移動支援事業の経営

補助金

団体の会計		市の予算（令和5年度）		
区分	収支計画 合計	補助金額	補助金名	所管課
能力開発会計	58,476 千円	6,366 千円	障害者職業能力開発センター運営費補助金	障害福祉課
就業・生活会計	38,705 千円	6,263 千円	茨木・摂津障害者就業・生活支援センター運営費補助金	障害福祉課

公の施設の指定管理

団体の会計		市の予算（令和5年度）		
区分	予算 合計	指定管理料	予算説明	所管課
施設会計	125,294 千円	142,324 千円 ※施設会計分 122,189 千円	市立児童発達支援センター運営委託料	子育て支援課
特別会計	20,152 千円	※特別会計分 20,135 千円		
多機能会計	171,329 千円	214,076 千円 ※多機能会計分 162,984 千円	市立ふれあいの里運営委託料	障害福祉課
福祉会計	51,879 千円	※福祉会計分 51,092 千円		
児童会計	27,821 千円	27,206 千円	市立児童センター運営事業委託料	子育て支援課
みきの路会計	285,012 千円	265,417 千円	市立みきの路運営委託料	障害福祉課

3 監査の着眼点

補助金及び指定管理料が適正に収納され、目的に沿って使用されているか。また、法令及び協定書に沿って、適正に管理運営が行われているかなどに主眼を置き実施した。

4 監査の実施内容

監査に当たっては、提出を求めた資料及び出納関係帳票、その他関係書類を審査し、担当者からその執行状況について説明を受ける方式により、実施した。

5 監査の結果

監査した限りにおいて、監査の対象となった各事務は、補助金又は指定管理の目的に沿って、適正に行われていた。また、経理についてもおおむね適正に処理されていた。